

# 京都府立医科大学看護師特定行為研修に係る e-ラーニング 教材提供業務 仕様書

## 1. 名称

京都府立医科大学看護師特定行為研修に係る e-ラーニング教材提供業務

## 2. 概要

京都府公立大学法人京都府立医科大学（以下「甲」という。）では、2020年度より看護師特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）を実施している。2022年度以降も甲が実施する就労型の特定行為研修の内容に合った e-ラーニング教材の活用を考えている。

本教材に関する仕様内容及びその他必要な事項は、この教材提供業務仕様書（以下「本仕様書」という。）に記するとおりである。

## 3. 受託者の責務

受託者（以下「乙」という。）は、本事業の実施に当たっては、甲が実施する特定行為研修の質を下げることなく、受講者が特定行為を安全に確実に安心して実施できる能力が身につけられるよう常に最新の医学教育を提供できるよう、必要な対応について積極的に行うこととし、契約金額の範囲内で、常に甲と連絡し、両者の協議に従って誠実に本業務を履行しなければならない。

## 4. 契約期間

2022年4月1日～2025年3月31日まで

## 5. 利用場所・概要

### (1) 場所

京都市上京区河原町通広小路上がる梶井町 465

京都府公立大学法人 京都府立医科大学

### (2) 概要

特定行為研修 共通科目及び区分別科目 394 時間

共通科目 (別表 1 参照)

250 時間 (講義 : 192 時間、演習 : 39 時間、実習 : 12 時間、  
評価 : 7 時間)

区分別科目 (13 区分 23 行為) (別表 2 参照)

160 時間 (講義 : 143 時間、演習 : 17 時間)

(3) 開始日

2022年4月1日（区分別科目については、別途指定する日）

6. e-ラーニング内容

以下に記載した e-ラーニング内容は、最低水準を示したものである。

(1) 利用者

京都府立医科大学特定行為研修受講者

京都府立医科大学特定行為研修に関わる関係者 他

(2) 利用者数

受講者

10名

管理者

特定行為研修管理委員会委員及び看護実践キャリア開発センター職員  
他

京都府立医科大学特定行為研修に関わる関係者等

(3) 利用期間

共通科目：2022年4月1日～2025年3月31日（36ヶ月間）

区分別科目：2022年6月1日～2022年12月31日（7ヶ月間）

2023年6月1日～2023年12月31日（7ヶ月間）

2024年6月1日～2024年12月31日（7ヶ月間）

(4) e-ラーニング内容

以下の科目に係る講義・演習・評価等、必要時間数を満たし、各受講者の e-ラーニングの進捗状況・テスト等成績の管理把握ができること。

共通科目・区分別科目は別表1・2に示すとおりであること。

(5) 冊子提供等

提供する e-ラーニングの内容について全て印刷し冊子等として提供すること。

(6) ID の付与

ID 管理は、乙が行うものとし、甲が必要とする ID を付与すること。

甲は必要な数（制限なし）の ID 取得の申請を行う。

7. 業務報告等

(1) 業務報告

乙は、各年度末に一年間の業務の報告を甲にする。

(2) 利用料金支払い

年度毎支払いとし、乙は、各年度終了後に甲に請求する。

## 8. 一般的事項

- (1) 乙は、厚生労働省の保健師助産師看護師法第 37 条の第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令に基づいて e-ラーニング内容を提供すること。
- (2) 乙は、受講者が確実に e-ラーニングを進められるよう内容を毎年見直し、甲はこれに協力する。万が一、成績等の理由で再履修が必要となった場合、甲は乙に報告し、乙は、受講者が研修を進めていけるよう e-ラーニングが利用できるようにすること。
- (3) 乙は、e-ラーニング内容を更新時する際は、契約の範囲内で行い、変更内容を速やかに甲に報告すること。
- (4) 乙は、業務受託期間及び業務受託期間終了後も、業務上知り得た個人情報について外部に漏らしてはいけない。
- (5) 乙は、受託者が交代することになった場合、円滑に業務が引き継がれるよう、次期受託者に対し、受託期間内に業務の引き継ぎを行うこと。引き継ぎに要する経費は受託者双方の負担とする。

## 9. 業務実施体制等

- (1) 乙は、各受講者の e-ラーニングの進捗状況・テスト等成績等について定期的に甲に報告できる体制を整えること。
- (2) 乙は、受講者や甲からの問い合わせに応答できる体制を整えること。

## 10. その他

本仕様書に明示の無い事項等については、その都度甲と乙が協議の上、定めることとする。

別表 1

## 共通科目

臨床病態生理学
臨床推論
フィジカルアセスメント
臨床薬理学
疾病・臨床病態概論
医療安全学
特定行為実践

別表 2

## 区分別科目

特定区分	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更 非侵襲的陽圧換気の設定の変更 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 人工呼吸器からの離脱
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更 胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去

動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈ラインの確保
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整